

地域福祉の充実をめざして、支える心のネットワーク！



赤い羽根共同募金



福祉ちば

No.191

2021.11 November



特集1 エールちば

より良い明日を目指して NPO法人 佐倉市民後見人協会の挑戦

特集2

千葉県運営適正化委員会20年を振り返って

事業紹介

- 赤い羽根共同募金
- 外国人介護人材オンライン交流会

県社協ニュース

- 福祉教育研究大会を今年度はオンデマンド形式で開催～学校と地域が連携した福祉教育を推進しています～
- 令和4年度千葉県の予算に関する提案・要望書を提出

より良い明日を目指して NPO法人

NPO法人 佐倉市民後見人協会は、市民後見人によって設立された、成年後見に関わる事業を行う団体です。2021年現在、理事14名、会員15名、賛助会員16名による組織で、高齢化社会への対応と障がい者等の福祉の充実に寄与することを目的として、市民目線で活動しています。県内でも先駆けとなるこの試みについて、同協会の石渡敏夫理事長、兼坂誠理事、松林貴美枝理事の3名にお話を伺いました。



市民後見人による成年後見とは

成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人の様々な権利を支援するための制度です。申立てにより家庭裁判所が親族、弁護士や司法書士、社会福祉士や市民後見人等を成年後見人として選任し対象者の生活を支援するものです。

支援内容は大きく分けて2つ。金融機関との取引や収入、支出の管理をする「財産管理」と介護サービスや施設の入退所の契約、心身と生活状況の見守り等を行う「身上保護」です。

市民後見人は、住民同士の支えあいの視点から社会貢献へ強い意欲をもつ方が多く、住民の目線で地域に密着した活動を行うことが期待されています。

法人化へ、その先に目指す社協との連携

佐倉市民後見人協会は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（※以下社協）が佐倉市から受託している「佐倉市成年後見支援センター」の事業として実施した市民後見人養成講座修了生が中心となり、任意団体として2013年に発足しました。会員の多くが、

社協の日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員として活動するなか、2017年にNPO法人化を決議。翌年には法人登記をし、2021年、社協が法人として受任していた2件を引き継ぐ形で、社協の後見監督を受けて法人後見業務がスタートしました。法人化するメリットは？の問いに、理事長の石渡さんは「私たちが養成講座を受講した当時、市民後見人という概念は一般的にほとんど浸透していませんでした。しかし2025年問題を控え、将来的にニーズが増えることは必至です。法人であれば、我々が単独で受任することも可能であり、ゆくゆくは社協さんと同じ法人として対等な関係で連携して行ければ、法人後見業務を行う社協さんの負担を少しでも軽減するお手伝いができると思っています。」と語ります。



石渡 敏夫 理事長



兼坂 誠 理事

同じく理事の兼坂さんは、社協を退職後に協会員となり、社協の副会長も務めています。「やはり、法人格を持つことによって、責任も市民の見る目も違います。社協と連携できるNPO法人というのは、それまでありませんでしたので、ウィンウィンの関係で前に進んでいけたらいいなと思っています。」社協との連携は、同協会の定款にも記されています。発足から8年、社協の全面的なバックアップのもと、市民によるきめ細かな支援の第一歩がまさに今踏み出されました。

佐倉市民後見人協会の挑戦



松林 貴美枝 理事

身寄りなきひとの人生の終盤に 寄り添うということ

同協会での後見業務を担当している松林さんは、以前からも同じ人をずっと担当してきました。社協で受けるか、協会として受けるかが変わっただけで、対象者にとっては良く見知った馴染みある松林さんが担当していることに変わりありません。市民後見人が担うのは、日常生活に支障が生じないように温かく見守り、サポートすることです。判断能力が不十分といっても、一人ひとり出来ること、出来ないことは異なり、もちろん後見人と相性が合う、合わないという事態も生じてきます。

松林さんが心がけているのは「ご縁があって私の担当となった方には、面会中1度だけでも笑顔になっていただけるよう、その方の心に深く寄り添いたい。」ということ。高齢で認知症の症状があり施設に入所している方は、松林さんの面会を楽しみにしています。「毎年、春には外のベンチに座って2人で桜を眺めます。またこの季節がやってきたねと、一緒に桜を愛でるひとときは、私にとっても楽しみです。」そんな松林さんが、人生で一番ショックを受けた出来事も、後見業務で経験しました。「担当していた方が亡くなって斎場を訪れると、そこには故人と私の2人しかおりませんでした。なんて寂しい、と衝撃に打ちひしがれました。」成年後見制度を利用するのは、頼る身内がなくひとりきりの人がほとんどです。親族でも友人でもない人の最晩年に関り見送ることは非常に辛いことですが、対象者にとって、1人でも最後まで寄り添ってくれることは一条の光でもあります。市民後見人としての松林さんの経験は、私たちが福祉や社会制度を根本から見つめなおすきっかけを提示してくれているのではないのでしょうか。

だれもが、住み慣れた地域で 安心して暮らし続けるために

佐倉市民後見人協会は2件の受託からスタートして、ゆっくりと着実に歩みを進めています。しかし長引くコロナ禍において、以前行っていた市民後見推進のPRイベントや、第2回目の市民後見人養成講座等の開催が出来ない状況が続いています。

「養成講座第一期生である私たちは、知識のない中手探りでやっと法人化にこぎ着けましたが、継続していかなければ意味がありません。もっと若い世代の市民後見人をいかに育てていくか、憂慮しているところです。弁護士や司法書士といった専門職後見人が、法律に基づいているんな処理をする分野ではなく、1人で寂しい想いをしていたり、日常生活がままならない、そんな方にしっかりと手を差し伸べること、それが私たちの役目です。もっとこの制度についての認知を広め、社会貢献の輪を大きく厚くしていくことが使命だと考えています。」と石渡さん。加速する少子高齢化に伴い、今後更に市民後見人の必要性が高まる中、どのように人員を確保していくかは最大の課題です。



佐倉市社協 深沢 孝志 事務局長

社協の深沢事務局長も「成年後見を必要とする人は増えているのに、利用率は上がっていません。そして、担い手も増えていません。後見に関する業務は、精神面でも身体面でも、個人で担うには負担が大きすぎると思われるのも無理はありません。法人後見は、その担い方や地域社会の成年後見制度への関わり方を変えていく新たな提案ができるかと考えています。」と話してくださいました。

今は、業務の拡大よりも地固めの時期。同協会も社協もそう捉



佐倉市社協 権利擁護グループ
寺田 清美 グループリーダー

えて、まずは地道に実績を積み上げることに注力しています。2つの後見受任団体がしっかりとタッグを組んで、後見を必要とする人々の心強い受け皿であり続けることに、大きな期待が寄せられています。

千葉県運営適正化委員会 20年を振り返って

平成12年の社会福祉法施行により同年7月から千葉県運営適正化委員会が設置され20年が経過しました。

これまでの運営適正化委員会と今後の活動のあり方について、小賀野晶一委員長（運営監視部会長）、井上牧子副委員長（苦情解決部会長）にお話を伺います。



小賀野 晶一 委員長
(運営監視部会長)
中央大学法学部 教授



井上 牧子 副委員長
(苦情解決部会長)
(一社)千葉県精神保健福祉士協会
精神保健福祉士、目白大学
人間学部人間福祉学科教授

千葉県運営適正化委員会について

平成12年7月千葉県社会福祉協議会に第三者機関として設置され、社会福祉法第83条の規定を受けて福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的に事業を実施しています。

委員会は19名の委員で構成され、各委員は「運営監視部会(合議体)」又は「苦情解決部会(合議体)」のいずれかの合議体に属し、事務局員と連携を取りながら活動しています。

社会福祉法第83条には「福祉サービスと利用援助事業の適切な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し、学識経験を有する者で構成される、運営適正化委員会を置く」と規定されており、2つの役割に公正・中立に対応するため、大学教授、弁護士、医師等、外部有識者で構成しています。

2つの部会が支える地域福祉

20年の活動を振り返って思うことは？

小賀野 近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、また地域生活に移行する障害者等が増加しています。そうした中、日常生活自立支援事業は判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう支援する事業であり、その役割は重要性を増す一方です。千葉県運営適正化委員会が監視してきた日常生活自立支援事業についてひとくちで申し上げれば、この20年の実績は相当に大きく、客観的に見て高く評価されるべきであろうと考えます。

委員会は2つの部会で構成され運営監視部会と苦情解決部会から構成されています。社会福祉法という法律のもと、様々な立場で誠実に事業に取り組む関係者の尽力によって20年の実務が形成されてきました。

わけても大きな役割を果たしているのが事業運営の中心となっている社協の存在です。社協は全国の隅々に存在し、地域に密着して災害や地域の課題に対し様々な支援を行ってきました。地域生活を支援する最も身近な団体として、地域からの信頼が極めて厚い。現場では社協職員と連携した専門職・生活支援員が、福祉サービス利用者の直接援助に奔走しています。利用者の生活状況をつぶさに観察し、財産管理や福祉サービス等の生活支援をする非常に責任のある業務です。私たち運営監視部会は県内各地の事業実施団体を訪ねる現地調査などを定期的に行い、利用者の支援充実と事故防止のための助言や勧告を行ってきました。

井上 様々な職種の方で構成される運営適正化委員会は、各々の専門的な視点からの意見が集まるとても有意義な場所です。苦情解決部会には市民に近い立場の民生委員さんもいて、それぞれのバックグラウンドに沿った形で意見を出し合い、委員会の中で

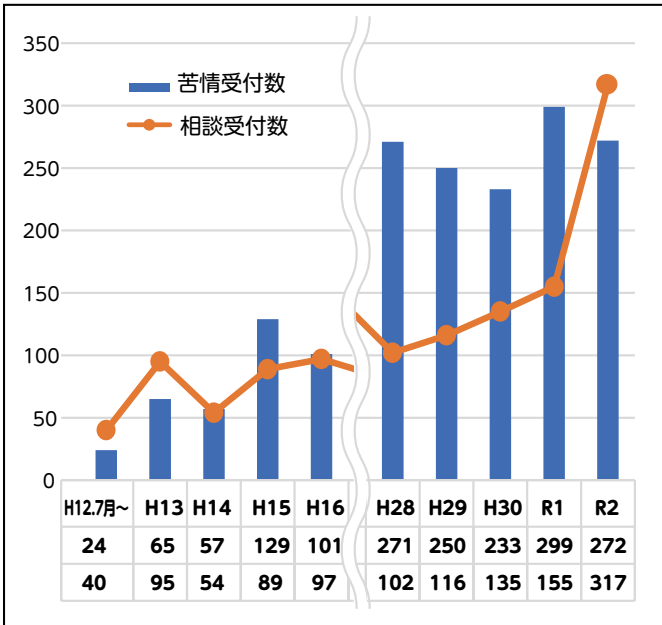
色々な議論ができるのは私たちの強みであり、存在意義も大きいと思います。

苦情解決部会に関して申し上げますと、苦情にはネガティブなニュアンスだけでなく、中には福祉のサービスのより良くするためのヒントがたくさん含まれているという考え方も持った上で苦情解決に取り組んでいくという視点を大切にしています。ここ数年で福祉サービス提供主体が大幅に増え、それに伴って相談数が増加した結果、苦情の内容は多様化・複雑化しています。その中に含まれている行政への情報提供の必要性がみられる深刻で緊急性のあるケースを見落とさないように気をつけながら、問題の解決に努めています。

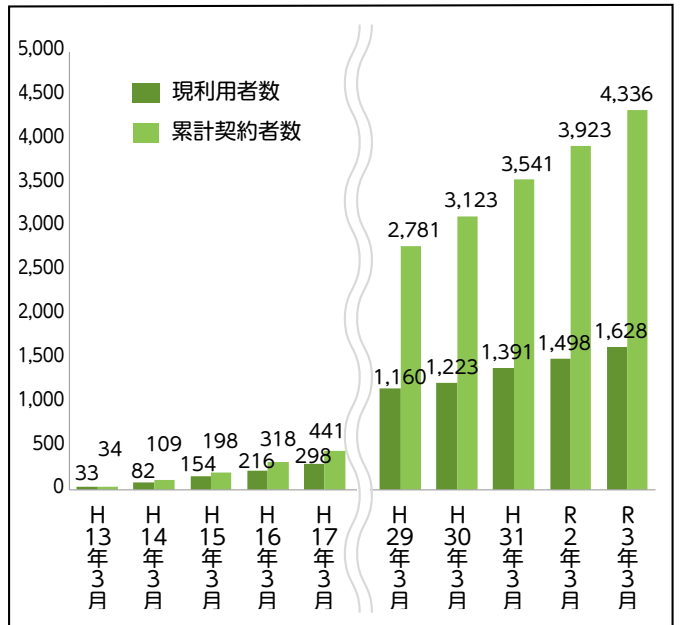
昨年のデータでは(図1 苦情・相談受付件数)、県内の苦情・相談件数は全国の中でも多く、合わせて500件を超える数になっています。これは事務局がよく機能しているということの表れで、ポスターやパンフレットによるPRや研修会の開催などを通して運営適正化委員会が広く周知されているからだと思います。また、各福祉事業所においてスムーズに運営適正化委員会へ情報を提供する体制が整い、利用者が苦情や改善点を自由に言いやすい雰囲気を作られているからではないでしょうか。

小賀野 運営監視部会でも契約締結数のデータから日常生活自立支援事業の実績が見えてきます(図2 日常生活自立支援事業利用者数推移)。福祉サービスを利用するため、社協と委任契約した県内の利用者数は年々増加し、累計契約数は令和3年度は4,300件を超えています。平成17年度の契約数と比較すると、16年間で10倍に増加しており、この事業がよく利用されていることがうかがえます。ここで考慮すべき点は、契約に至らない場合でも電話で対応する社協職員と当事者の間には少なからず「相談」の働きがあるということ。顔の見えない電話でのやり取りは大変な労力を使いますし、業務の実績としてそれらの応対も評価できる点だと思っています。

【図1】苦情・相談受付件数



【図2】日常生活自立支援事業利用者数推移



運営適正化委員会の事業へ期待されるもの

今後、事業に必要とされることは何でしょうか？

小賀野 例えば財産管理の面で、地域の金融機関が事業にもっと関心を持ち専門機関として協力するなど、実務面の連携強化を図りたい。また、行政や関係団体はこの事業が有する価値について理解を深め、成年後見制度と共に応援していただきたい。多機関・多職種と議論の場や契機をつくって、制度・施策の改善、強化を図る機運を高めていけたらと考えます。

人的な面では、生活支援員の待遇改善と負担の軽減です。最前線で具体的なサービスを行い重要な役割をしている生活支援員がボランティア同様の待遇であり成年後見人との待遇の違いが生じていること、専門員との役割分担のあり方を確認し、不足している生活支援員の担い手を確保することが不可欠です。同時に研修会などを通じて相談援助の質の維持・向上に向けて生活支援員の人材育成にも力を入れていきたいと思います。

井上 私も個人的に、本人の意思や自己決定を尊重し、生活の中で一緒にかかわりながら支援していくこの事業はもっと活用されるべきであると感じています。

苦情対応では、行政といかに連携していくかが課題です。過渡期でもありますが、障害分野ではいろいろな制度が整備されてきています。しかし制度があるだけでは不十分で、制度からこぼれてしまう事例は数多く存在します。デリケートなケースに対して行政に連絡したから「それで終わり」ではなく、「まだ自分たちでできることは無いか」ともう一段階検討を重ね、様々な視点から見ていかなければなりません。それぞれの委員の専門性を活かして多方向から検討していくと解決できる問題もあり、より迅速できめ細かい対応が可能となるこの事業の役割は改めて重要なものであると思えます。

また、昨年以降新型コロナウイルス感染症をふまえた緊急小口貸付等の特例貸付について、社協に寄せられる相談が激増しています。これに関して事務局で、対応する人員体制の強化が必要とされます。

小賀野 負担という点では、市町村社協事務局が行っている事務作業が複雑すぎると常々感じています。必要な手続きやそれに伴う書類等を確認・整理し、事務の効率化・簡素化に向けて検討を行う必要があります。不正防止のために複数体制での厳密チェック、関係各所へのきめ細かな報告・調整など配慮すべき事柄が多い業務内容ですが、作業内容を単純化することで業務多忙な社協職員負担を軽減できればと思います。

この20年の間に社会福祉を取り巻く状況は大きく変わり、日常生活自立支援事業についても振り返りの時期にきていると思います。事業の価値とサービスの有効性を再確認するとともに、福祉サービスにおける地域に根ざした権利擁護体制の整備をすすめ、引き続き本事業が県内であまねく適正に実施されるよう支援してまいります。



パンフレット
福祉サービスの苦情解決を目指します



ハンドブック
福祉サービス事業者における第三者委員・苦情解決ハンドブック

運営適正化委員会では福祉サービスに関する苦情解決にむけたパンフレットや事業所段階で苦情解決の仕組みを啓発する第三者委員・苦情解決ハンドブック、ポスターを配布しています。

また、例年10月頃には事業所向けの苦情解決研修会を開催しております。詳細は運営適正化委員会ホームページにも掲載する予定ですので、ご確認ください。



運営適正化委員会
ホームページ



令和3年12月1日より 歳末たすけあい募金が始まります

歳末たすけあい募金は共同募金の活動のひとつで、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人が安心して暮らすことができるよう毎年12月に実施されます。歳末たすけあい募金には市町村の区域ごとに行う「市町村歳末たすけあい募金」と「NHK歳末たすけあい募金」があります。

今年も県内のさまざまな地域課題の解決のために、歳末たすけあい募金へのご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

市町村歳末たすけあい募金 (地域歳末たすけあい募金)

市町村を単位に全国で行われる運動で、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものです。

お寄せいただいた寄付金は、全額が集められた地域で使われ、お正月料理を配りながらの見守り訪問など、支援を必要としている人たちが安心して新年を迎えることができるよう様々な福祉活動に役立てられます。



ひとり暮らしの高齢者へのお弁当配布事業【白子町】



地域の子供たちへの紙芝居や絵本の読み聞かせ事業【香取市】

NHK歳末たすけあい募金

毎年NHKと共同募金会の共催で行われる、助けあい運動です。お寄せいただいたご寄付は、県内の福祉施設での介護用品や就労支援作業用品、防災備品、新型コロナウイルス感染症対策備品の整備などに役立てられます。昨年は千葉県内32施設への助成に役立てられました。

また、今年度は、新たに新型コロナウイルス感染症の影響下で運営をする保育所への支援にも役立てられます。



障害者支援施設の作業用機械の購入【市原市】



特別養護老人ホームのシルバーカー購入【野田市】



令和3年度 NHK歳末たすけあいポスター

令和3年度 歳末たすけあい募金目標額

2億4,000万円

内訳

市町村歳末たすけあい募金..... 2億1,000万円
NHK歳末たすけあい募金..... 3,000万円



皆さまの温かいご理解・ご協力を
よろしく願いいたします



共同募金は、時代とともに変わる「みんなのため」の募金です



共同募金運動は、第二次世界大戦後、昭和22(1947)年に「国民たすけあい運動」として戦後復興を目的に始まりました。現在では、高齢者や障がい者に対する支援のほか、子ども食堂の運営や地域の交流のための事業など、時代の移り変わりに合わせたさまざまな地域の課題解決に取り組んでいます。赤い羽根募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」。長年、運動に携わってきたボランティアの皆さま、寄付者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

NHK歳末たすけあい助成を受けたい方へ

令和3年度の助成内容	
助成内容	社会福法人・NPO法人・任意団体等の利用者に役立つ備品購入
助成率	NPO法人・任意団体 算定額の100% その他の団体 算定額の75%
助成上限	20万円
申請期間	11月25日まで
助成時期	令和4年3月上旬

助成申請書や要綱は当会ホームページにてダウンロードいただけます。
<https://akaihane-chiba.jp/> 詳しくは下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター 2F
TEL:043-245-1721 FAX:043-242-3338
<https://akaihane-chiba.jp/>

赤い羽根 ちば 検索



福祉教育研究大会を今年度は オンデマンド形式で開催 ～学校と地域が連携した福祉教育を推進しています～

本会では毎年8月に、県内大学を会場に「福祉教育研究大会」を開催してきましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とし、今年度はオンデマンド（動画）配信の形式により開催しました。

動画の前半は、福祉教育の指定3年目の県内5地域（習志野市、野田市、印西市、芝山町、市原市）の福祉教育推進校及び福祉教育推進団体、私立学校（小・中・高で各1校）による実践発表となっており、後半はそれを踏まえた「学校と地域が連携して福祉教育を進めるためには」をテーマとした研究協議となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉教育がこれまで大切にしてきた地域におけるふれあいや交流などの体験的な学習の実施が困難な中、それぞれの学校と地域が工夫し、約2年半にわたって連携し実践してきた活動が発表されています。本動画が今後の福祉教育のあり方や、「共に生きる力」について考えるきっかけとなることを期待しています。



研究大会での実践発表・研究協議の様子（習志野市）

※動画の視聴を希望される場合は下記までご連絡ください。
【お問い合わせ先：ボランティア・市民活動センター Tel 043-204-6010】

令和4年度千葉県の予算に 関する提案・要望書を提出

本会は「令和4年度千葉県の予算に関する提案・要望」をとりまとめ、8月31日に石渡哲彦会長から千葉県知事あて（健康福祉部加瀬博夫部長）に提出しました。



千葉県健康福祉部加瀬博夫部長（左）へ石渡哲彦会長より提案・要望書を提出

提案・要望の内容としては、特に「重点要望事項」として、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する円滑な実施等に関する事、新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等特例貸付の償還事務等に関する事務費の確保に関する事等の2項目について要望を行いました。

また、「要望事項」として、日常生活自立支援事業における実施体制の強化に関する事、ちば保育士・保育所支援センター機能の強化・安定化に関する事、新千葉県社会福祉センターへの移転に係る対応に関する事等、6項目について要望を行いました。

【お問い合わせ先：総務班 Tel 043-245-1101】

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和3年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類	プラン	基本プラン		天災・地震補償プラン	
		基本プラン	天災・地震補償プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷	×		○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円		

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〔SJ20-12302 2020.12.28 作成〕

外国人介護人材

Zoomで開催

オンライン交流会

無料

のお知らせ

千葉県外国人介護人材支援センターでは、介護施設で働く外国人職員や日本語学校・介護職養成校で学ぶ留学生向けにオンライン交流会を開催しています。ぜひ気軽にご参加ください。※途中参加・退出もOK!



※10月の交流会の様子

外国人職員・留学生の皆様へ

日本の生活での心細さの解消や外国人同士のネットワーク作りにご活用ください。同じ国や同じ立場の人と知り合うことができるかもしれません。

介護施設の皆様へ

施設の外国人職員が交流会に参加することで、生活での不安の解消などにつながり、外国人職員の定着につながる取組となります。ぜひ外部研修の一環として、施設内でご周知いただくなど、職員の参加にご協力ください。

- 11月の開催日時**
- 1 11月26日(金) 10:00 ~ 11:00
 - 2 11月26日(金) 15:00 ~ 16:00
 - 3 11月29日(月) 10:00 ~ 11:00
 - 4 11月29日(月) 15:00 ~ 16:00

- 12月の開催日時**
- 1 12月17日(金) 10:00 ~ 11:00
 - 2 12月17日(金) 15:00 ~ 16:00
 - 3 12月20日(月) 10:00 ~ 11:00
 - 4 12月20日(月) 15:00 ~ 16:00

参加希望の方は、①希望の日時、②所属、③お名前を明記の上、下記のメールアドレスまで、送付してください。よろしくお願いします。

<問合せ先>

千葉県外国人介護人材支援センター

電話 / 043-205-4780

メール / supportcenter@chibakenshakyo.com